理事会運営規則

制 定 平成23年3月 4日 最終改正 令和 3年2月19日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人岐阜県緑化推進委員会の定款第43条に基づき、 理事会に関する事項について規定し、その適切な運営を図ることを目的とする。

(理事会の種類)

- 第2条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、事業年度終了後3ヶ月以内及び翌事業年度終了前2ヶ月以内の、 年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事より会議の目的である事項を記載した書面により理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) この法人の定款第30条1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の 請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(理事会の構成)

第3条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第2章 理事会の招集

(招集者)

- 第4条 理事会は理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは各理事が、第2条第3項第3号による場合は当該理事が、同項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 2 理事長は、第2条第3項第2号又は同項第4号前段に該当する場合は、その請求 があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日 とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集通知)

第5条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書

面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対しその旨通知しなければならない。

- 2 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電 磁的方法により通知を発出することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

第3章 理事会の議事

(理事会の議長)

- 第6条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事長が欠席した場合又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれにあたる。

(定足数)

第7条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議方法)

- 第8条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。
- 2 前項前段の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。

(決議の省略)

- 第9条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その 提案について決議に加わることのできる理事全員が書面又は電磁的記録により同 意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものと みなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。
- 2 前項の電磁的記録とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則 (平成19年法務省令第28号)第89条に定めるものとする。

(報告の省略)

- 第10条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を 通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第17条1項の規定による報告には適用しない。

(監事の出席)

第11条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第12条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、そ の意見を徴することができる。

(議事録)

- 第13条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(議事録の配布)

第14条 議長は欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、 議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 理事会の権限

(権限)

第15条 理事会は、この法人の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督すると ともに理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職を行う。

(決議事項)

- 第16条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。
 - (1) 法令に定める事項
 - ア この法人の業務執行の決定
 - イ 代表理事及び執行理事の選定及び解職
 - ウ 総会の招集及び総会に付議すべき事項に関する決定
 - エ 重要な財産の処分及び譲受
 - オ 多額の借入
 - カ 重要な使用人の選任・解任
 - キ 重要な組織の設置、変更及び廃止
 - ク 内部管理体制の整備
 - ケ事業計画及び収支予算書等の承認
 - コ 事業報告及び計算書類等の承認
 - サ その他法令に定める事項
 - (2) 定款に定める事項
 - ア 下記の規則、規程の制定、改廃
 - ① 入会及び退会規程
 - ② 会費規程
 - ③ 役員の報酬等及び費用に関する規程
 - ④ 支部設置規程
 - ⑤ 理事会運営規則
 - ⑥ 運営協議会運営規則

- (7) 岐阜県緑の基金管理規程
- ⑧ 財産管理規程
- ⑨ 情報公開規程
- ⑩ 個人情報保護管理規程
- イ 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
- ウ 顧問の選定及び解職
- エ 基本財産の指定、維持及び処分
- オ特別会計の設置
- カ その他定款に定める事項
- (3) その他の規程等の制定、改廃
 - ① 理事の職務権限規程
 - ② 経理規程
 - ③ 運営資金積立資産規程
 - ④ 公印取扱規程
 - ⑤ その他別表に掲げる規程のうち理事会で決議するもの
- (4) その他重要な業務執行に関する事項
 - ア 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更
 - イ 重要な事業その他の争訟の処理
 - ウ その他理事会が必要と認める事項

(報告事項)

- 第17条 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
- 2 監事は、理事が不正行為を行い、若しくは当該行為を行うおそれがあると認める とき又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認 めるときは、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 3 理事長は、会員から定款第9条に規定する退会届の提出があった場合、その後に 開催される理事会において、これを報告するものとする。
- 4 理事長は、この法人の事業実施に関し重要なものについて、これを理事会に報告しなければならない。

(改廃)

第18条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第19条 定款及びこの規則の定めるところによるもののほか、この法人の事業実施 に関し必要な事項は、理事長が別に定める。 附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び 公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成23年 3月4日理事会決議)
- 2 この規程は、令和3年2月19日から施行する。

別表 (第16条第3号-⑤関係)

規程・要綱・要領等のうち理事会で決議するもの

規程・要綱・要領等の名称	決議区分	制定	廃止	全部改正	一部改正	
					重要な改正	軽微な改正
各種委員の報酬及び費用に関する規程	理事会	0	0	0	0	
	理事長					0
職員の給与、勤務時間その他勤務条件に	理事会	0	0	0	0	
関する規程	理事長					0
職員の旅費に関する規程	理事会	0	0	0	0	
	理事長					0
一般職員の退職に関する規程	理事会	0	0	0	0	
	理事長					0
一般職員の再雇用に関する規程	理事会	0	0	0	0	
	理事長					0
職員服務規程	理事会	0	0	0	0	
	理事長					0
その他緑の募金関係、事業実施等に係る	理事会					
規程、要綱・要領等	理事長	0	0	0	0	
	専務理事					0